

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：都市計画費 目：建築指導費

事業名 建築物震後対策推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 建築指導課 建築物地震対策推進係 電話番号：058-272-1111(内 3792)

E-mail: c11655@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,708千円 (前年度予算額：3,508千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 3,508 | 0 | 0 | 1,190 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,318 |
| 要求額 | 3,708 | 0 | 0 | 1,190 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,518 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

・大地震により被災した建築物や宅地について、余震等による倒壊等の危険性を診断することによって、建築物の使用の可否を応急的に判定し、余震等による二次災害の防止を図ることが重要である。

・判定に従事する被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を養成するほか、県及び市町村の震後対策等の判定実施体制及び支援体制の整備に係る経費を要求するもの。

(2) 事業内容

①岐阜県被災建築物応急危険度判定士の更新登録・養成

・新規登録者数：200名(予定)

・更新登録者数：462名(予定)

②応急危険度判定体制の整備等

・岐阜県建築物地震対策推進協議会の運営

・判定訓練、演習の実施等

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・ 応急危険度判定士の登録は知事登録となっており、県が主体となって行う事業である。

(4) 類似事業の有無

- ・ 無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-------|----------------|
| 旅費 | 600 | 講師旅費、業務旅費 |
| 需用費 | 1,970 | 講習会テキスト代、判定資機材 |
| 役務費 | 623 | 文書郵送料 |
| その他 | 515 | 講師報償費、会議室使用料 |
| 合計 | 3,708 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「岐阜県地域防災計画」

- ・ 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

(2) 後年度の財政負担

- ・ 応急危険度判定士の養成及び登録は毎年度実施しており、更に5年ごとの更新制度であるため、事業の継続が必要

(3) 事業主体及びその妥当性

- ・ 事業主体：県（応急危険度判定士については知事登録）

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
県内の被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を確保し、判定の実施体制及び支援体制の整備を図ることで、大地震の被災時における迅速な判定活動により、余震等による二次災害を防止できる体制を整備する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業 開始前 | 指標の推移 | | 現在値 (前々年度末時点) | 目標 | 達成率 |
|--------------------|------------|-----------------|-----------------|------------------|----------------|--------|
| 被災建築物応急 危険度判定士数 | 0人 (H6) | 2,392人 (H29) | 2,461人 (H30) | 2,579人 (R1) | 2,500人 (R3) | 103.3% |
| | (H) | (H) | (H) | (R) | (R) | % |

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - （1）連絡訓練を実施
 - ・令和2年9月25日（金）
 - （2）被災建築物応急危険度判定士養成講習の開催
 - ・第1回 令和2年11月9日（火）東濃西部総合庁舎に於いて開催
 - ・第2回 令和2年11月20日（金）岐阜県水産会館に於いて開催

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
大地震発生を想定した、市町村や関係団体との連絡訓練により、被災時の連絡体制の確認を行った。
また、被災建築物応急危険度判定士養成講習を3回開催（予定を含む）し、前年度以上の判定士の確保を図った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い | |
| (評価) | ○ 南海トラフ地震等の発生が予想されており、被災後の二次災害防止対策として、速やかに応急危険度判定を実施することができる体制の整備と維持が重要であり、事業の必要性が高い。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない | |
| (評価) | ○ 平成29年度の被災建築物応急危険度判定士数2,392人に比べ令和元年度は2,579人へと増加しており、事業効果が現れている。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある | |
| (評価) | ○ 平成24年度から被災建築物応急危険度判定士の登録申請手続きを電子メールで可能とすることにより、事業実施の効率化を図っている。 |

(今後の課題)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>大地震発生時には交通手段が制限されることから、被災建築物応急危険度判定士の地域的な偏在が生じないようにする必要がある。</p> <p>地震発生時に速やかに判定活動ができるよう実施本部となる市町村の支援、判定士を招集するための連絡体制の整備等、継続的な取り組みが必要。</p> |
|--|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>大地震発生に備え、地域的な偏在も考慮した被災建築物応急危険度判定体制の整備を継続的に取り組む必要がある。</p> |
|--|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 | 【○○課】 |
| 組み合わせる理由や期待する効果 など | |